

第1条

期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生その他の事由によって債務者が融資機関に対する債務を弁済しなければならない場合には、保証人は債務者に代わり、直ちにその債務を弁済するものとします。

第2条

保証人が、この保証債務を履行した場合、代位によって融資機関から取得した権利は、債務者と融資機関が取引継続中は、融資機関の同意がなければこれを行使しません。

また、融資機関の同意によって行使する場合でも、債務者が融資機関に対して負担している債務がある場合には、融資機関が保証人に優先するものとします。

第3条

保証人は、債務者の融資機関に対する預金、定期積金その他の債権をもって相殺はしないものとします。

第4条

保証人は、融資機関がその都合により担保もしくは他の保証を変更、解除した場合でも、免責を主張しないものとします。

第5条

保証人が、債務者と融資機関との取引について、ほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとします。

第6条

本保証書に基づく諸取引に関し訴訟の必要を生じた場合には、融資機関の本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。